関市移住・定住ポータルサイト及びパンフレット制作業務委託 公募型プロポーザル実施要綱

1 目的

岐阜県関市(以下「本市」という。)では人口や経済の長期安定を図るため、 市外在住者及び関市民をターゲットに、移住定住に関する促進事業を行ってき た。

本市の魅力及び移住定住に関する情報を分かりやすく効率的に発信するツールを制作することを目的として、関市移住・定住ポータルサイト及びパンフレット制作業務委託に係る公募型プロポーザル(以下「プロポーザル」という。)について必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

- (1) 業務名 関市移住・定住ポータルサイト及びパンフレット制作業務委託
- (2) 業務内容 関市移住・定住ポータルサイト及びパンフレット制作 業務委託 仕様書 参照
- (3) 委託期間 契約締結の日から令和8年3月31日まで
- (4) 契約方法 公募型プロポーザル方式による随意契約
- (5) 予算上限額 5,500千円(消費税及び地方消費税を含む。)

3 参加資格

本件プロポーザルに参加できるものは、次に掲げる要件を全て満たしている ものとする。

- (1) 本件プロポーザルの公告日において、関市競争入札等参加者名簿に登載されていること。(未登載の場合は、参加申込みの日までに関市競争入札等参加資格申請を行うこと。)
- (2) 本件プロポーザルの公告日から契約締結の日までの間に、関市競争入 札参加者資格停止措置要領(平成7年関市告示第77号)の規定による入 札参加者資格停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項 各号及び第2項各号の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 関市暴力団排除条例(平成24年関市条例第29号)第6条に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でない

こと。

(6) 過去3年間に自治体及び自治体から委託された団体等のホームページ の制作実績が3件以上あること。

4 スケジュール

本件プロポーザルのスケジュールは次のとおりとする。

(1) 公告日 令和7年6月23日(月)

(2) 質疑応答期間

令和7年6月23日(月)から令和7年6月27日(金)まで

(3) 参加申込書等受付期間 令和7年6月23日(月)から令和7年7月4日(金)まで

(4) 参加資格審査結果通知

令和7年7月8日(火)

(5) 企画提案書等受付期間 令和7年7月8日(火)から令和7年8月1日(金)まで

(6) 一次審査結果通知 令和7年8月6日(水)

(6) プレゼンテーション開催日 令和7年8月19日(火)

(7) 審査結果通知令和7年8月21日(木)(予定)

(8) 契約締結 令和7年8月下旬(予定)

5 質疑応答

本件プロポーザルに関する質問がある場合は、質問書(任意様式)を次のとおり提出すること。

(1) 質疑応答期間令和7年6月23日(月)午前9時から令和7年6月27日(金)午後5時まで

(2) 質問方法

「15 問合せ先」の事務局(以下「事務局」という。)に電子メール 又は FAX で提出すること。電子メールの場合は、件名に「関市移住・定 住ポータルサイト及びパンフレット制作業務公募型プロポーザルに関 する質問(事業者名)」と記載すること。(上記以外の方法による問合せ には、一切応じないため注意すること。)

(3) 回答方法

質問に対する回答は、令和7年7月2日(水)までに、質問者を非公開 のうえ、関市ホームページにおいて公開する。

6 参加申込み及び参加資格審査

本件プロポーザルに参加する場合は、次のとおり提出すること。

(1) 提出書類

ア 参加申込書(様式1-1) 1部

イ 会社概要及び過去3年間の類似事業の主な受託等の実績 (様式1-2) 1部

(2) 参加申込書等受付期間

令和7年6月23日(月)午前9時から令和7年7月4日(金)午後5時まで

(3) 提出方法

事務局に持参又は郵送により提出すること。

- ※持参の場合は、土日祝を除く午前9時から午後5時までとする。
- ※郵送の場合は、令和7年7月4日(金)必着とし、一般書留又は簡易書留にて送付すること。

(4) 参加資格審査

参加資格の承認の可否については、令和7年7月8日(火)までに、参加資格申込書に記載された担当者に電子メールで通知する。

7 企画提案

企画提案をする場合は、次のとおり提出すること。

(1) 提出書類

ア 企画提案書 4部

A4版の任意様式とし、下記の項目を記載して提出すること。

- ① 企画提案者の所在地、事業者名、代表者名、担当者名、電話、FAX、 E-mail
- ② 会社概要
- ③ 提案内容

番号	項目	記載事項
1	総括的事項	・WEB サイト構築、パンフレット制作に関する基本的
		な考え方
		・本事業における提案事業者のノウハウ

		・過去3年間の類似事業の受託実績の詳細(サイト
		URL 等を記載)
2	体制及びスケジュ	・業務に係る進行管理体制
	ール	・作業スケジュール
3	サイトデザイン及	・全体の構成と各ページの考え方
	び構成	・トップページのデザイン案、各ページのデザイン案
		・スマートフォン等で閲覧した際の表示
		・アクセシビリティ、ユーザビリティへの対応
4	CMS	・CMS の機能
		・サイト更新までの作業方法
		・作業権限の付与
5	サポート体制	・サイト開設前後のサポート体制と内容
		・翌年度以降のサーバー費用、保守費用等の経費
		・システム障害時の対応
6	パンフレット	・全体の構成案
7	キャッチコピー及	キャッチコピー及びロゴのコンセプト
	びロゴ	キャッチコピー案
		・ロゴデザイン案
8	追加提案等	・SEO 対策や特色のある機能など独自の視点で提案
		する事項
		・その他 SNS 利用等の企画提案

イ 見積書 4部

- ・A 4 版の任意様式とし、総合計額の他に業務内訳明細を記載すること。 (一式計上はしないこと。)
- ・見積書の宛先は関市長とし、企画提案者の所在地、事業者名、代表名、代表者印を必ず記載すること。

(2) 企画提案書等受付期間

令和7年7月8日(火)午前9時から令和7年8月1日(金)午後5時まで

(3) 提出方法

事務局に持参又は郵送により提出すること。

- ※持参の場合は、土日を除く午前9時から午後5時までとする。
- ※郵送の場合は、令和7年8月1日(金)必着とし、一般書留又は簡易書留にて送付すること。

8 一次審査

提出された企画提案書を基に書類審査を実施する。

選考結果については令和7年8月6日(水)までに企画提案書に記載された 担当者に電子メールで通知する。

9 プレゼンテーション

(1) 実施日

令和7年8月19日(火) (時間及び場所については、参加者に別途連絡する。)

(2) 実施方法

- ア 持ち時間は、説明30分、質疑応答10分とする。
- イ 出席者は、3名以内とする。また、説明者は本業務に直接関わる管理 責任者または主担当とする。
- ウ 参加方法は現地参加のみとし、オンラインでの参加は不可とする。
- エ プレゼンテーションの実施順序は、参加申込書の提出の順番とする。
- オ プレゼンテーションの実施にあたり、備品等を使用する場合は、事前 に事務局に報告することとし、備品等は全て参加者が用意すること。(プロジェクター、スクリーンは本市で用意するが、パソコンは持参すること。)
- カ プレゼンテーションに欠席し、又は遅刻した場合は、審査の対象としない。

10 審查方法

本件プロポーザルの受託候補者の選定にあたっては、関市移住・定住ポータルサイト及びパンフレット制作業務委託公募型プロポーザル審査要綱に基づき審査するものとする。なお、審査は非公開とする。

11 審査結果

- (1) 審査結果は、企画提案者に対し文書により通知する。
- (2) 審査結果は、関市ホームページにおいて公表する。
- (3) 審査結果について不服申立て等は認めない。

12 契約締結

- (1) 契約の締結にあたっては、審査された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、受託候補者として選定された者と市が協議及び調整を行い、契約締結に向けて交渉するものとする。
- (2) 交渉の結果、契約の締結に至らなかった場合、次の順位の企画提案者

と同様の交渉を行うこととし、以下同様とする。

(3) 受託候補者として選定された者が、「13 失格事項」に該当することが判明した場合、選定を取り消すこととする。その場合、次の順位の企画提案者と交渉を行うこととし、以下同様とする。

13 失格事項

受託候補者が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、失格とする。

- (1) 「3 参加資格要件」を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為又は不正若しくは不誠実な行為があったと 認められる場合
- (4) 契約を履行することが困難と認められる状況に至った場合

14 その他

- (1) 本件プロポーザルに係る費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 各種書類の提出後は、提出書類に記載された内容について、本市の同意なく変更することは認めないものとする。
- (3) 提出書類は、返却しないものとする。
- (4) 提出書類は、本件プロポーザルの目的以外に使用しないが、必要な範囲において複製する場合がある。
- (5) 提出書類は、関市公文書公開条例(平成9年関市条例第44号)に基づく公開請求により、公開する場合がある。
- (6) 参加申込書(様式1-1)を提出後、都合により参加を辞退する場合は、参加辞退届(様式2)を持参又は郵送すること。

15 問合せ先

(事務局)

岐阜県関市若草通3丁目1番地

関市役所市長公室企画広報課

担当:中村、青山、村田

電話番号(0575)23-9290

FAX (0575) 23-7744

メールアドレス kikaku@city.seki.lg.jp